

消防危第165号  
平成20年4月30日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各政令指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長

給油取扱所等におけるガソリン等の適正な取扱いについて（再依頼）

火災発生危険性の高いガソリン又は軽油（以下「ガソリン等」という。）の買いだめ行為に起因する火災発生のおそれが危惧されることから、「給油取扱所等におけるガソリン等の適正な取扱いについて」（平成20年3月31日付け消防危第59号）（以下「59号通知」という。）を通知したところですが、ガソリン等の買いだめ行為により防火安全上支障がある事態の発生がこれまで以上に危惧されている状況です。

また、4月28日には別添1のとおり、セルフスタンドにおいて顧客が金属製のガソリン携行缶にガソリンを注油した際、火災が発生する事案がありました。

つきましては、59号通知に掲げた事項に留意の上、これまで以上に、かかる状況下における消防法令の遵守等について御指導いただくとともに、貴職におかれましては、この旨貴都道府県内の市町村に対しても周知されるようお願いいたします。

また、本日、石油連盟及び全国石油商業組合連合会に対して、別添2のとおり依頼通知を発出しましたので御承知おきください。

なお、本通知は消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

（連絡先）

消防庁危険物保安室 加藤課長補佐  
安藤係長

TEL 03-5253-7524（直通）

FAX 03-5253-7534

E-mail: m.andou@soumu.go.jp

平成 20 年 4 月 29 日

## 神戸市で発生したセルフスタンドでの事故の概要

### 1 事故の発生日時

調査中

### 2 事故の覚知日時（神戸市消防局が把握した日時）

平成 20 年 4 月 28 日（月） 18 時 52 分（119 番通報）

### 3 事故の発生場所

関西アポロ（株）神戸北町 S S  
神戸市北区日の峰 2-9-2

### 4 事故施設

危険物給油取扱所（平成 4 年 1 月許可）

### 5 事故の概要

神戸市北区のセルフスタンドで、金属製の携行缶（20リットル用）へのガソリンの注油中にガソリンに引火した事故が発生した。

自動車に積んだ携行缶に注油した際に何らかの原因により引火した。運転手は、火のついた携行缶を自動車から降ろし、立ち去った模様。火のついた携行缶は、セルフスタンドの従業員により消火された。

別添 2

消防危第 1 6 3 号  
平成 2 0 年 4 月 3 0 日

石油連盟会長 殿

消防庁危険物保安室長

給油取扱所におけるガソリン等の適正な取扱いについて（再依頼）

ガソリン及び軽油（以下「ガソリン等」という。）については、ガソリン等の買いだめ行為により防火安全上支障がある事態の発生が危惧されていたことから、「給油取扱所におけるガソリン等の適正な取扱いについて（依頼）」（平成 2 0 年 3 月 3 1 日付け消防危第 5 7 号）（以下「5 7 号通知」という。）により、ガソリン等の適正な取扱いについてお願いしているところですが、ガソリン等の買いだめ行為に起因する火災等の発生がこれまで以上に危惧されている状況です。

また、4 月 2 8 日には別添資料のとおり、セルフスタンドにおいて顧客が金属製のガソリン携行缶にガソリンを注油した際、火災が発生する事案がありました。

つきましては、貴団体会員に対し、再度、5 7 号通知でお願いした事項について周知していただきますようお願いいたします。

(連絡先)

消防庁危険物保安室 加藤課長補佐  
安藤係長

TEL 03-5253-7524 (直通)

FAX 03-5253-7534

E-mail: m.andou@soumu.go.jp

## 神戸市で発生したセルフスタンドでの事故の概要

### 1 事故の発生日時

調査中

### 2 事故の覚知日時（神戸市消防局が把握した日時）

平成 20 年 4 月 28 日（月） 18 時 52 分（119 番通報）

### 3 事故の発生場所

関西アポロ（株）神戸北町 S S  
神戸市北区日の峰 2 - 9 - 2

### 4 事故施設

危険物給油取扱所（平成 4 年 1 月許可）

### 5 事故の概要

神戸市北区のセルフスタンドで、金属製の携行缶（20リットル用）へのガソリンの注油中にガソリンに引火した事故が発生した。

自動車に積んだ携行缶に注油した際に何らかの原因により引火した。運転手は、火のついた携行缶を自動車から降ろし、立ち去った模様。火のついた携行缶は、セルフスタンドの従業員により消火された。

消防危第164号  
平成20年4月30日

全国石油商業組合連合会会長 殿

消防庁危険物保安室長

給油取扱所におけるガソリン等の適正な取扱いについて（再依頼）

ガソリン及び軽油（以下「ガソリン等」という。）については、ガソリン等の買いだめ行為により防火安全上支障がある事態の発生が危惧されていたことから、「給油取扱所におけるガソリン等の適正な取扱いについて（依頼）」（平成20年3月31日付け消防危第58号）（以下「58号通知」という。）により、ガソリン等の適正な取扱いについてお願いしているところですが、ガソリン等の買いだめ行為に起因する火災等の発生がこれまで以上に危惧されている状況です。

また、4月28日には別添資料のとおり、セルフスタンドにおいて顧客が金属製のガソリン携行缶にガソリンを注油した際、火災が発生する事案がありました。

つきましては、貴団体会員に対し、再度、58号通知でお願いした事項について周知していただきますようお願いいたします。

(連絡先)

消防庁危険物保安室 加藤課長補佐  
安藤係長

TEL 03-5253-7524 (直通)

FAX 03-5253-7534

E-mail: m.andou@soumu.go.jp

## 神戸市で発生したセルフスタンドでの事故の概要

### 1 事故の発生日時

調査中

### 2 事故の覚知日時（神戸市消防局が把握した日時）

平成 20 年 4 月 28 日（月） 18 時 52 分（119 番通報）

### 3 事故の発生場所

関西アポロ（株）神戸北町 S S  
神戸市北区日の峰 2 - 9 - 2

### 4 事故施設

危険物給油取扱所（平成 4 年 1 月許可）

### 5 事故の概要

神戸市北区のセルフスタンドで、金属製の携行缶（20リットル用）へのガソリンの注油中にガソリンに引火した事故が発生した。

自動車に積んだ携行缶に注油した際に何らかの原因により引火した。運転手は、火のついた携行缶を自動車から降ろし、立ち去った模様。火のついた携行缶は、セルフスタンドの従業員により消火された。